

### 第3章 地球温暖化対策の新たな取組

#### 1 京都府地球温暖化対策推進計画の策定

府では、17年12月に22年度を削減目標年度とした「京都府地球温暖化対策条例」（以下「条例」という。）を制定し、地球温暖化防止の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

22年10月に、条例の一部を改正し、23年度以降の新たな温室効果ガスの削減目標とその達成のために必要な施策等を規定するとともに、23年7月にはこの新たな削減目標の実現を具体化するため「京都府地球温暖化対策推進計画」（以下この章で「計画」という。）を策定しました。

23年3月11日に発生した東日本大震災により、日本は未曾有の危機に瀕しており、削減目標を達成する道のりは非常に厳しくなっていますが、この計画を通じ、府は京都議定書誕生の地として先導的な取組を積極的に進めるとともに、府民や企業といった多様な主体のさらなる取組を支え、応援するための施策を推進していきます。

##### ①計画の概要

###### (1) 計画の期間

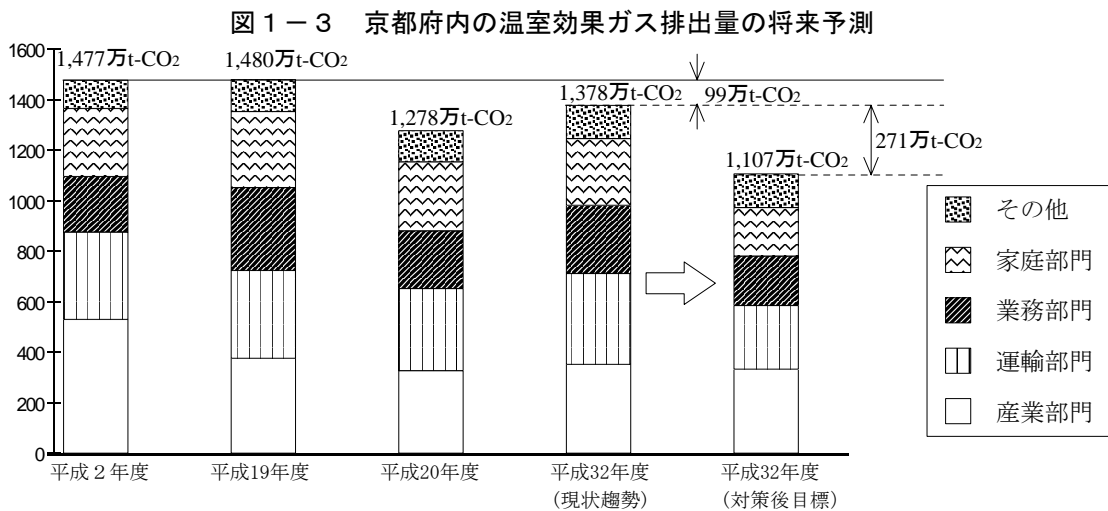
計画期間は23年度から32年度（目標年度）までの10年間です。

###### (2) 計画の目標

『32年度までに府内における1年間の温室効果ガス排出量を平成2年度と比べて25%削減すること』を計画の目標とします。

###### (3) 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測

京都府内の温室効果ガスの排出量は、現状の趨勢のまま推移すると、32年度に1,378万t-CO<sub>2</sub>になると予測されます。これは、基準年度である2年度の1,477万t-CO<sub>2</sub>と比べて7%減少した値であり、目標の25%削減（排出量1,107万t-CO<sub>2</sub>）を達成するためには、更に271万t-CO<sub>2</sub>の削減が必要と推計されます。



###### (4) 目標達成のために実施すべき対策

府民生活や産業活動において、高い環境意識に基づく省エネ行動を徹底するとともに、次の視点に立って対策を進めます。

ア 将来の技術進歩を踏まえ、利用可能と考えられるエネルギー効率の高い技術を最大限に導入します。

イ 公共交通機関の利用を促進するための基盤整備や、地域全体でエネルギーを融通し利用するスマートグリッドなどの新たな社会システムづくりを推進します。

ウ 森林の保全・整備を地域ぐるみで推進します。

エ 東日本大震災を踏まえ、電力需要のピーク低減や地域の自立的エネルギーとしての再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(5) 施策の推進

ア 施策群1：京都の知恵と文化を暮らしに活かそう

自然と共生する暮らしの知恵や文化を大切にする意識やライフスタイルの普及啓発の取組とともに、エコポイントなど省エネ機器の導入、省エネ型住宅への改修等に対する動機付けのための先導的な取組を展開し、家庭部門での温室効果ガス削減を推進します。

イ 施策群2：再生可能エネルギーを最大限に活用しよう

地域分散型のエネルギーとして再生可能エネルギーの積極的な活用と導入を推進します。東日本大震災の影響により再生可能エネルギーの重要性が高まっていくなか、それぞれの再生可能エネルギーの活用を戦略的に進めます。

ウ 施策群3：環境産業を発展させよう

事業者排出量削減計画と総合評価制度等により、府内の温室効果ガス排出量の約3分の1を占める大規模排出事業者対策を推進するとともに、中小企業に対しても、省エネアドバイザーの派遣や排出量取引制度により温室効果ガスの削減を支援します。さらに京都の特性を生かした環境産業の育成を図ります。

エ 施策群4：自立した持続可能な地域を創ろう

過度に自動車に依存した社会からの転換を図るとともに、自然を生かした都市・地域整備を通じて自立した持続可能な地域づくりを推進します。

オ 施策群5：森林を守り育てよう

緑の公共事業や京都モデルフォレスト運動による里山林の整備等の更なる展開により、CO<sub>2</sub>の吸収・固定化の取組を推進します。

(6) 地域別施策の重点事項

地域の特性に応じた地球温暖化対策の計画策定や取組を支援するとともに、市町村等と以下のような地域の課題を共有し、相互に連携して効果的な施策を展開します。

- 丹後地域：民宿・旅館などにおける省エネ行動や高効率機器の導入促進…等
- 中丹地域：工業団地等における温室効果ガス削減対策…等
- 南丹地域：間伐等による森林の適切な管理及びバイオマスの利用促進…等
- 京都都市圏：自動車から公共交通機関への転換促進…等
- 山城地域：山城中・東部地域～アドバイザー派遣等による中小企業の対策強化…等
- 学研都市地域～最新技術を活かした「エコ・シティ」の整備…等

(7) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

- ・緑のカーテン、クールビズ、打ち水など温暖化に適応したライフスタイルの普及
- ・地域特有の気候に対応する京都の知恵や文化の共有
- ・局所的集中豪雨、大型台風、高潮等の災害に強い安心安全なまちづくりの推進
- ・熱中症、感染症等の防止及び救急医療対策など健康を守る対策の推進
- ・地産地消など食の安全保障対策の推進

(8) 計画の進行管理

- ・市町村、関西広域連合、国等の施策・事業との連携
- ・京都府地球温暖化防止活動推進センターや市町村地球温暖化対策地域協議会とネットワーク強化
- ・府民、企業、地域、NPOなど多様な主体との協働
- ・多岐の分野にわたる施策のつながり、整合性の確保
- ・今後の気候変動や景気動向、国のエネルギー施策の動きなど変動要素を踏まえた柔軟な施策展開

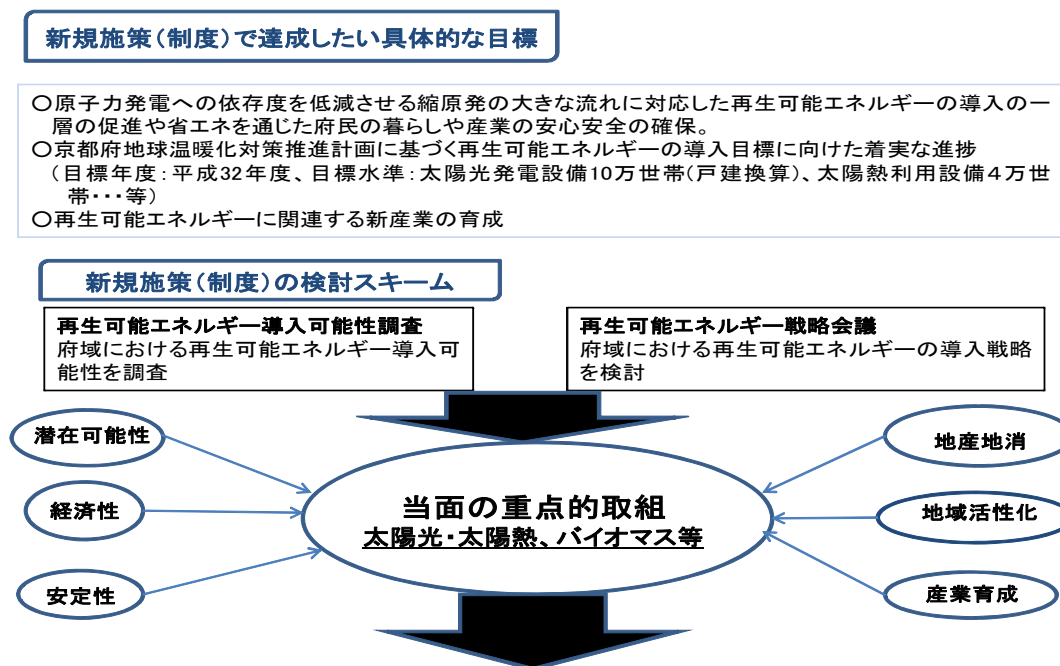
## 2 京都府地球温暖化対策プラン（再生可能エネルギー戦略）の策定

### ①府再生可能エネルギー戦略会議

東日本大震災における原子力発電所の事故は、今後のエネルギー政策に大きな影響与えることが予想され、再生可能エネルギーの重要性は一層高まっていくものと考えられます。京都府では府内における再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用を戦略的に促進する方策を検討するため、23年7月にNPO、学識者、産業界からなる「京都府再生可能エネルギー戦略会議」を設立し、12月にはアクションプラン「京都府地球温暖化対策プラン(再生可能エネルギー戦略)」を取りまとめました。

今後、このプランを元に再生可能エネルギー導入促進のための施策を推進していきます。

図1-4 再生可能エネルギー戦略



### ②地球温暖化対策プラン(再生可能エネルギー戦略)の重点施策の一覧

#### (1) 家庭対策

- ・住宅における再生可能エネルギー導入支援
- ・太陽光発電設備等の普及促進のための相談・情報窓口の構築

#### (2) 産業対策

- ・中小企業及び福祉、医療施設等における再生可能エネルギー導入支援
- ・民間事業者等と連携したメガソーラー発電の取組の推進
- ・京都産業エコ推進機構等と連携した環境産業の育成

#### (3) 地域づくり

- ・府民参加型事業の展開
- ・けいはんなエコシティ構想の推進
- ・再生可能エネルギーの地産地消の促進
- ・再生可能エネルギーを活用した環境学習等の推進

#### (4) 府庁への計画的導入

- ・府施設での再生可能エネルギー導入の加速化等

### 3 事業者のCO<sub>2</sub>削減対策の新たな取組

#### ① 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の運営開始

##### (1) 趣旨

国における国内排出量取引制度の検討が中断状態にある中で、京都議定書誕生の地・京都では、①資金面等で温室効果ガスの排出削減が進まない中小企業の省エネ対策の支援、②モデルフォレストなどによる森林吸収源対策の促進、③クレジット活用による大規模排出事業者の排出削減目標達成支援、④企業の社会貢献活動(CSR)や観光商品等への活用促進を通じて、社会全体で温室効果ガスの削減を図る排出量取引制度を23年10月から運営しています。

##### (2) 制度の仕組み

中小企業の省エネ対策や企業・NPO等による森林整備など、府民や企業の様々な温室効果ガス排出削減活動からクレジット(環境価値)を創出し、大規模排出事業者等がそれを購入して京都府・京都市の地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画の目標達成やCSR(企業の社会的貢献)等に活用し、地域社会で協力して温室効果ガスの削減を目指します。

ア 運営主体・・・京都環境行動促進協議会(京都CO<sub>2</sub>削減バンク)

代表 郡 崑 孝

構成 京都府、京都市、京都商工会議所、京都工業会、関西電力、大阪ガス、京都銀行協会、京都府信用金庫協会、KICS、スルッとKANSAI、京都府電機商業組合、京都地球温暖化防止府民会議

イ 主な業務

- ・クレジットや排出量取引に関する普及啓発
- ・クレジットの創出・活用に関する相談対応や創出手続についての助言
- ・クレジット取引を希望する大規模排出事業者等と中小企業等とのマッチング
- ・京都独自クレジットの発行

図1-5 制度全体イメージ

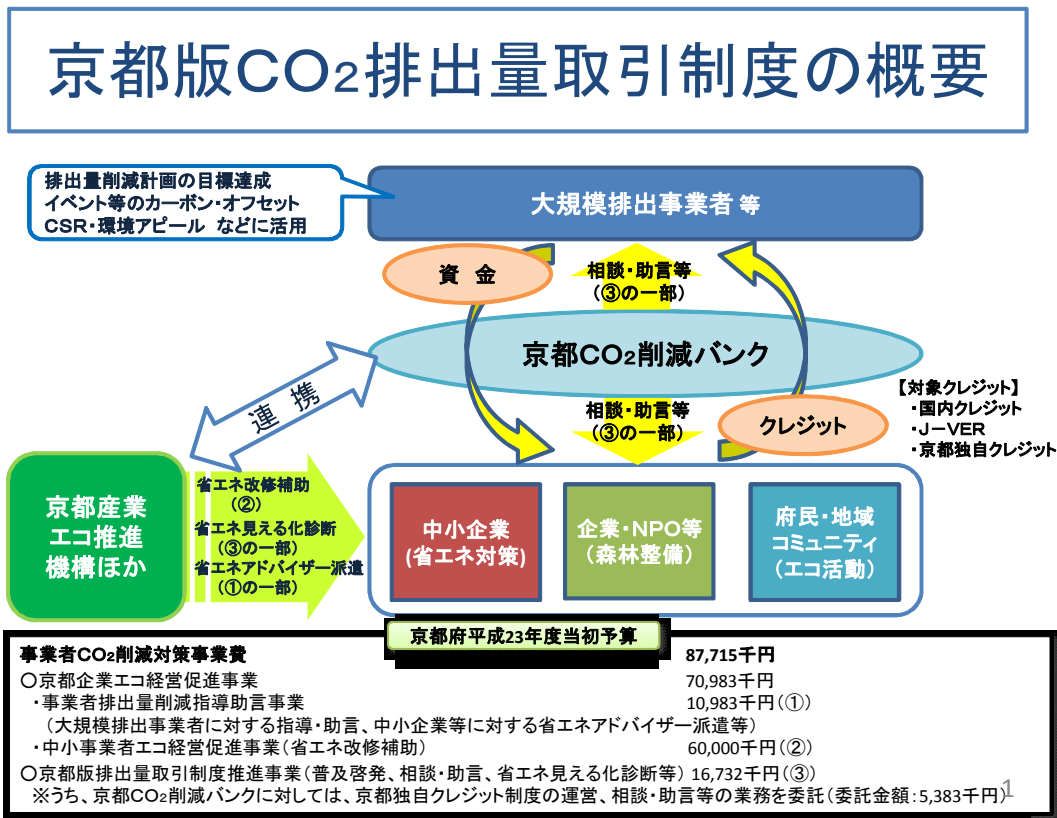


図1-6 取り扱うクレジット

クレジット名		京都独自クレジット (京-VER)	国のクレジット	
			国内クレジット	J-VER
制度所管		京都CO <sub>2</sub> 削減バンク	経済産業省等	環境省
クレジット規模		概ね50t-CO <sub>2</sub> 未満	概ね50t-CO <sub>2</sub> 以上	
クレジット 創出対象	中小企業の省エネ対策	○	○	○
	企業・NPO等の森林整備	○	×	○
	府民・コミュニティのエコ活動	○	×	×
京都CO <sub>2</sub> 削減 バンクの業務	普及啓発・相談助言	事業の内容、規模等から最適なクレジットを推奨		
	クレジットの発行	○	(国内クレジット関係機関)	(J-VER関係機関)
	クレジット取引の仲介	○	△	△
	カーボンオフセット認証	○	(国内クレジット関係機関)	(J-VER関係機関)
府・市の条例に基づく排出量削減計画の目標達成等に利用		いずれのクレジットも利用可能		

②事業者排出量削減計画等の総合評価制度の創設

地球温暖化対策条例では、大量に温室効果ガスを排出する事業者を「特定事業者」として定め、温室効果ガスの排出量削減に向けた措置、削減目標等を記載した「事業者排出量削減計画書」及び排出実績をまとめた「事業者排出量削減報告書」の作成と提出を義務づけ、特定事業者による自主的な排出量の削減努力をお願いしています。

22年10月の条例改正では、府が事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の内容を評価する総合評価制度が新たに盛り込まれ、23年度から運用を開始しています。これは、これまでの削減計画書及び削減報告書を府が単に公表するものではなく、削減対策の取組内容に対して府が総合的に評価を行い、公表するとともに、評価結果をもとに必要な指導や助言を行うものとなっています。

#### 4 電気自動車等の普及促進

自動車は、移動・運搬の手段として生活に不可欠なものですが、一方で、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出等環境に様々な負荷を与えています。

そういった中で、**電気自動車（EV）\***や**プラグインハイブリッド自動車（PHV）\***については、電気エネルギーによる走行時には、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を全く排出せず、充電のための電力の製造時のCO<sub>2</sub>の発生を考慮しても、通常のガソリン自動車と比べて約1/4であり、運輸部門における地球温暖化対策としても大変有効な施策となります。

また、電気自動車等は、電気走行時の騒音が少なく、NO<sub>x</sub>等の排気ガスもゼロであることから大気汚染の防止にも役立ち、また、使用している電気は、水力発電や太陽光発電など様々な方法で作成でき、石油資源に頼っている自動車のエネルギー源の多様化などにつながる利点があります。

さらには、昨年3月11日に発生した東日本大震災を経験する中で、電気自動車等の蓄電池で電気を蓄電し、利用するという、クルマとしての新しい使い方も検討されつつあります。

京都府では、これまでに「京都府次世代自動車普及推進協議会」や「京都府次世代自動車パートナーシップ倶楽部」といった産学官が連携したオール京都体制での電気自動車等の普及に向けた取組を推進するとともに、全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定（21年4月施行）する等、全国に先駆けた取組を推進してきました。

また、21年3月には、経済産業省から、電気自動車等の本格普及を図る先駆的モデル地域「EV・PHVタウン」の第1期選定地域（全国8箇所の中の1箇所）として選定されました。

府では、充電インフラを率先整備し、府内各地を安心して走行できる環境を整備するとともに、電気自動車の普及に向けて、府内で対象のEV・PHVのレンタカーやタクシーで対象の寺院・神社、食事施設、観光施設及び体験施設を訪れた方に記念品の贈呈等の特別優待を行う「京都EV・PHV物語」を実施し、観光を活用した電気自動車等の普及を22年度から実施しています。

今年度は、本事業を中丹・丹後地域でも観光施設等で同様に特別優待を行う「中丹・丹後EV・PHV物語」を地域を拡大して実施するとともに、過疎地域における電気自動車の利活用方法について実証実験（「過疎地モデル」実証実験）の実施や電気自動車の魅力を更に多くの方に知っていただくための啓発活動の一環として、「京都EVエコドライブラリー」を開催するなど、新しい取組も実施しました。

図1-7 府内の急速充電器整備状況

##### ①充電インフラネットワーク

府では、急速充電器を中心に率先整備を行うとともに、民間事業者等と連携し、充電インフラの整備を進めており、24年2月末時点で、府内に急速充電器25基が整備、開放され、電気自動車等の利用者に安心して走行できる環境整備を進めています。

##### ②中丹・丹後EV・PHV物語

府では、22年度から、対象のEV・PHVのレンタカーやタクシーで対象の寺院・神社、食事施設、観光施設及び体験施設を訪れた方に記念品の贈呈等の特別優待を行う「京都EV・PHV物語」を実施してきましたが、同様に中丹・丹後地域においても、観光施設等で特別優待を行う「中丹・丹後EV・PHV物語」を開始しました。

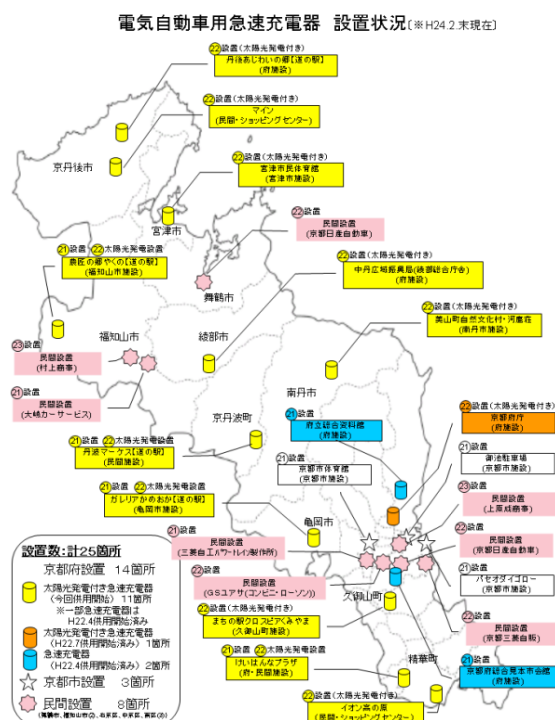


図 1-8 中丹・丹後EV・PHV物語  
パンフレット

